

第3章 資源循環型社会を築く

廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理を推進し、ものを大切に
する社会を築きます。

第1節 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

◎ 現況と課題

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、必然的に大量廃棄型の社会をもたらし、健全な物質循環を阻害します。

わが国では、毎年、約4億トンという膨大な量の廃棄物が発生し、廃棄物等の多様化に伴う処理の困難化とあいまって、不適正な処理による環境負荷の増大や最終処分場※の残余容量のひっ迫など、様々な局面で深刻な状況をもたらしています。

そうした中で、平成12年に循環型社会形成推進基本法※が制定され、本県においても適正な物質循環の確保に向け、同法の定める廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収※、適正処分という対策の優先順位に基づき廃棄物・リサイクル対策を進めています。

本県の廃棄物の現況を平成24年度の統計数値で見ると、一般廃棄物※については、市町村による資源化と住民団体による集団回収を合わせたリサイクル率は、23.4%と全国でも高い水準となっていますが、一人一日当たりの排出量は、976gと全国平均（978g）と同程度です。

また、産業廃棄物※については、産業廃棄物全体のリサイクル率は全国平均を上回る60%となっていますが、一年間の排出量は近年減少傾向にあるものの約2,200万トンと全国でも上位に位置しています。

本県では、県民や民間団体、事業者による一般廃棄物のリサイクル率の向上や産業廃棄物の排出抑制が進められています。

一人一日当たりの一般廃棄物の排出量は、平成18年度まではほぼ横ばい、平成19年度以降は減少傾向で推移しており、全国平均とほぼ同様な推移となっています。またリサイクル率については、ほぼ横ばいで推移しています。

産業廃棄物においては、今後、高度経済成長期に大量に建設された建物の更新に伴う排出量の増加が予想され、同時に、新規立地が困難となっている最終処分場の残余容量不足が心配されます。

廃棄物の排出を抑制することによって健全な物質循環を図り、私たちが持続可能な発展を遂げていくためには、3R※（リデュース・リユース・リサイクル）の推進について、より一層努力し、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直していかなければなりません。

このため、自主的かつ積極的に、そして連携して3Rに取り組むことができる仕組みをつくり、県民や事業者の意識改革や実践活動をさらに進めていくことが大切です。

近年、資源の有効利用に関する体系の整備が進む一方で、自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる「不法ヤード」は、土壌や地下水の汚染など生活環境への悪影響を及ぼすことが懸念されるばかりではなく、自動車盗などの犯罪の温床ともなっていることから、ヤード※の適正化を図ることが求められています。

図3-1 一般廃棄物の一人一日当たり排出量の推移

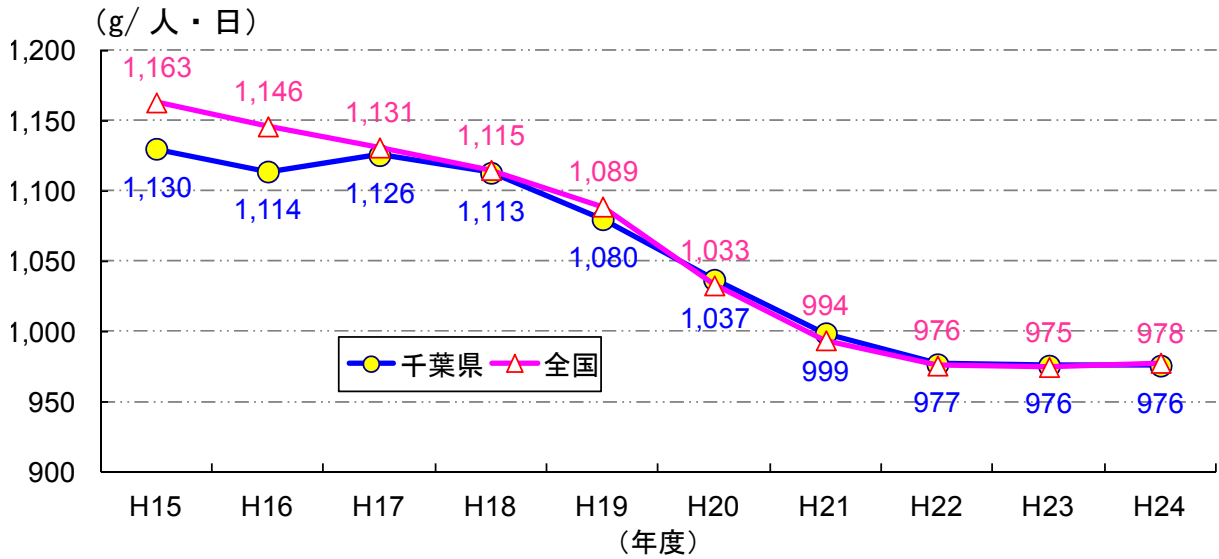


図3-2 一般廃棄物のリサイクル率の推移

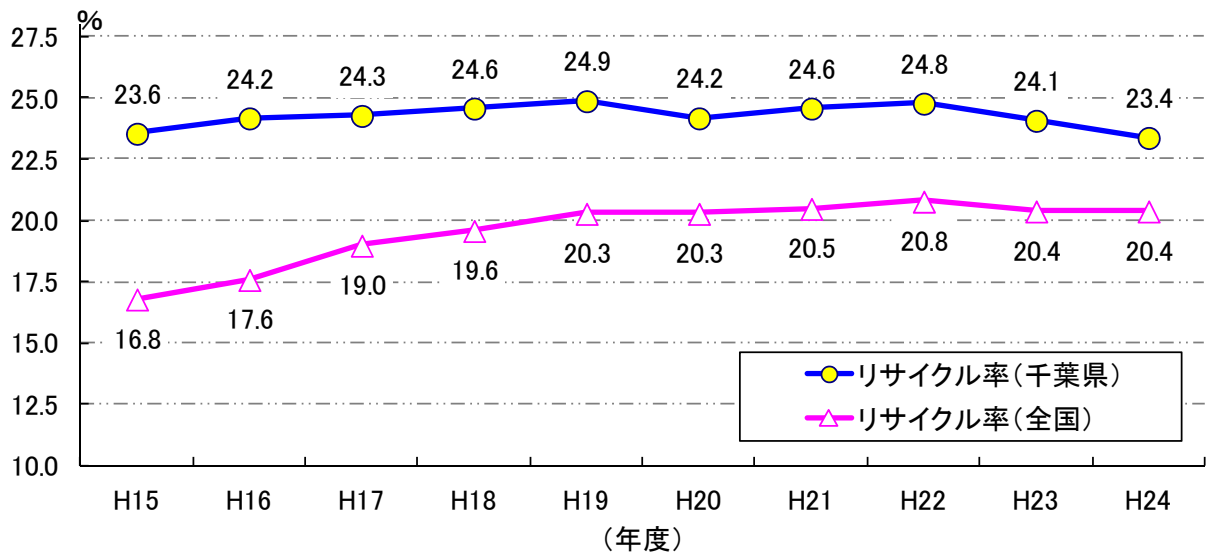


図3-3 焼却される一般廃棄物の割合 (平成24年度)

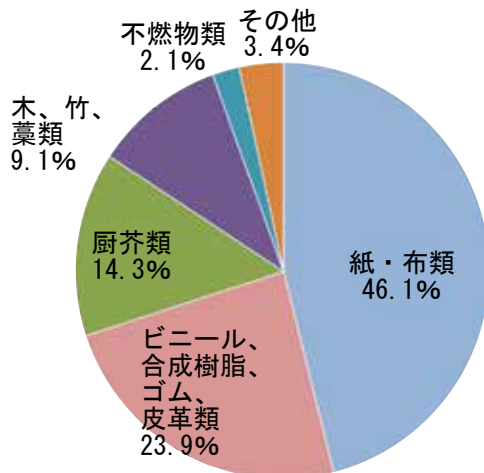


図3-4 産業廃棄物の排出量の推移

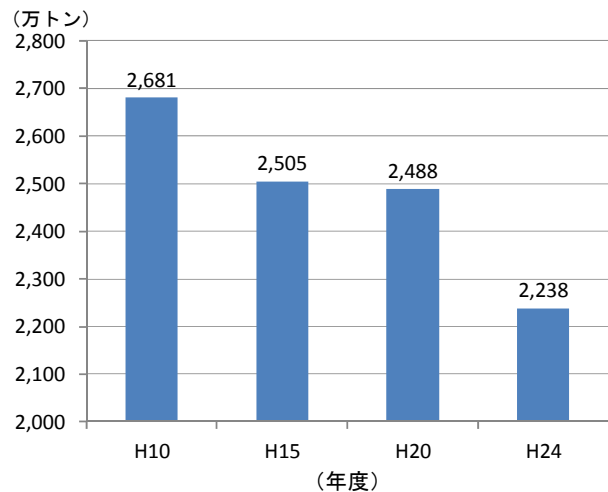


図 3-5 産業廃棄物排出量の種類別内訳（平成 24 年度）

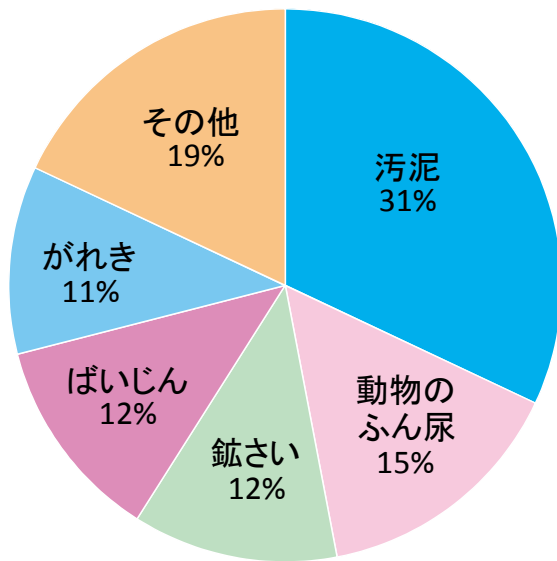
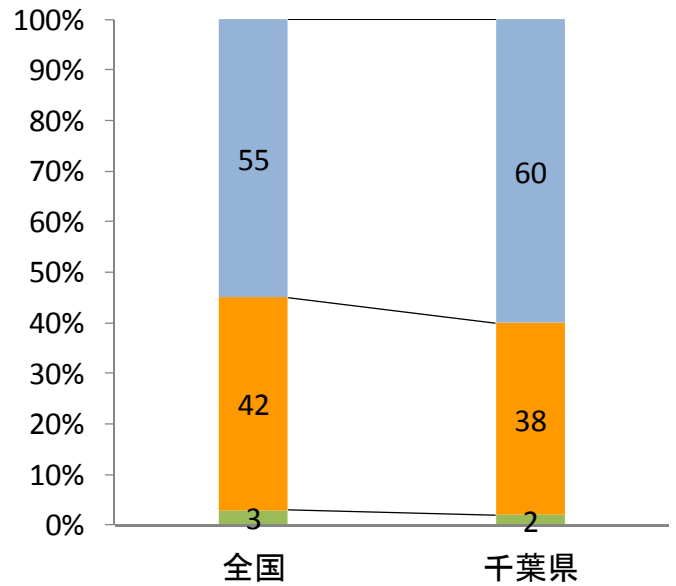


図 3-6 産業廃棄物の処分状況の比較（平成 24 年度）



◎ 目指す環境の姿

全ての県民が、廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用のための具体的行動に取り組んでいます。

◎ みんなの行動指針

<p>県民 (家庭)</p>	<p>○ものを大事にし、使い捨てや無駄な購入を避け、ごみを出さないライフスタイルを実践します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイバックの持参などにより、レジ袋の使用を控えます。 ・過剰包装を避け、詰め替えできる製品を利用するなど、包装ごみの削減に努めます。 <p>○資源のリサイクルに協力します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみは決められた分別方法に従って、回収場所に出します。 ・地域が行っている集団回収に参加します。 <p>○再生品やリサイクルしやすい材料を使用した商品を購入するなど消費活動などを通じて、環境にやさしい事業者を応援します。</p> <p>○市民活動団体などによる地域での資源循環型社会づくり活動に参加、協力し、地域活動を支える担い手として積極的に資源のリサイクルに取り組みます。</p>	<p>モラワン</p>
--------------------	---	-------------

市民活動 団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3Rについての普及啓発活動を実施し、情報伝達の担い手として、県民のライフスタイルの変革に向けた先導的な取組を実践します。 ○ 県民、事業者、行政などと連携し、地域レベルでの取組を実践します。 <ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットや不用品の再利用（不用となった服・家具等の譲り合い）を地域に広げます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製品の製造方法や販売方法などの工夫により廃棄物の排出の抑制を図ります。 ○ リサイクルしやすい製品づくり、環境に配慮した商品の販売、リースやレンタルによるサービスの提供など、消費者が環境への負荷の少ないライフスタイルを実践しやすい市場の形成を図ります。
市町村・県 (共通するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資材や備品の調達においては、一定のリサイクル製品の購入を推進します。 ○ 県民、民間団体、事業者等に対し積極的に情報を提供することにより、それぞれの自主的な取組を促進します。 ○ 自ら排出する廃棄物について、再資源化や分別を徹底し、そのための職員の意識啓発を行います。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物のリサイクル率の向上に向け、県民の協力を得ながら分別回収を徹底し、集団回収を促進します。 ○ ごみの排出抑制に向けて、普及啓発や環境学習を推進します。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村や事業者と連携して、県全域での排出抑制やリサイクルを推進します。 ○ リサイクルが可能な廃棄物の排出者と利用者とを結びつける上で必要な情報の収集・提供を行い、資源循環を推進するための仕組みを構築します。 ○ 資源循環に関する技術や国内・外での取組を調査するとともに、取組に当たっての課題解決のために必要な調査・研究を進めます。 ○ 近隣都県などとの連携による資源循環を推進します。 ○ リサイクル産業の育成に努めます。



ノコサーヌ

◎ 県の施策展開

1. 資源循環を推進するためのライフスタイルづくり【循環型社会推進課】

- ・大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムを変革していくために、事業者と協力し、日常生活における大量消費のシンボルである「レジ袋」の削減をかわきりに、「トレイ」など他の容器包装材の削減に波及させ、県民の資源循環型のライフスタイルへの移行を促します。また、併せて事業者における廃棄物の発生抑制を推進します。
- ・スポーツスタジアムやイベント会場をリユース容器普及のモデルと位置づけ、廃棄物の発生抑制を推進します。
- ・ごみの排出者責任を明確化し、排出量を削減していくため「ごみの有料化」や「デポジット制度」※等の経済的手法を検討し、導入を促進します。
- ・健康づくりや地産地消など、資源循環と直接的には異なる分野での施策に資源循環の視点を組み合わせることにより、より効果的な廃棄物の発生抑制を進めます。
- ・リサイクル製品の情報や再使用のための技能などを県民向けに情報提供することにより、資源循環型のライフスタイルへの転換を促進します。
- ・資源循環の現場を体験できる場所やプログラムを関係各主体と連携して提供し、体験を通して県民自らが資源循環型のライフスタイルについて考え、転換していける機会となる環境学習を推進します。
- ・容器包装や家電のリサイクルについて、消費者に対する普及啓発を通して家庭からリサイクルに取り組むことにより、県民自らが資源循環を推進する意識の醸成を図ります。
- ・資源循環に配慮する意識が行動に結びつき、さらに、単なる流行でなく、当然のライフスタイルとして実践されるよう、市民活動団体等と連携して新たな普及啓発の方法を検討します。



2. 資源循環の基盤となる産業づくり

【循環型社会推進課・廃棄物指導課・商工労働部関係各課】

- ・ごみの再資源化や最終処分量の削減に有効である溶融スラグ※について、公共工事等による積極的な利用を図ります。
- ・再使用、再生利用が容易な製品の設計・製造・販売について、事業者の取組情報を収集し、発信することにより、商品市場の創出、拡大を促進します。
- ・最終処分に頼らないシステムづくりを進めるため、産業界や大学等と連携して廃棄物のリサイクルや最終処分量を削減する技術開発を支援します。
- ・「千葉県バイオマス活用推進計画」に基づき、バイオマス資源を活用した産業の育成を進めるとともに、資源循環にかかる環境産業の誘致に努めます。
- ・環境産業の担い手である中小規模事業者の経営基盤の強化を図っていくため、融資制度により資金繰りを支援します。

- ・廃棄物を大量に排出する大規模な事業所を中心として、事業所自らが廃棄物の処理計画を策定することにより、排出抑制とリサイクルが一層進むよう指導します。
- ・建設リサイクル法※や自動車リサイクル法※などに基づく指導を徹底し、事業者におけるリサイクルの推進を図ります。
- ・自動車リサイクル法など各種法令に則ったヤード※の適正な運営が行われるよう、千葉県不法ヤード対策協議会を通じて関係機関との連携を図るとともに、「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」(ヤード適正化条例)に基づき、ヤードにおいて自動車部品の保管等を行う者に対して届出を義務付けるほか、立入検査などを行います。



ヤードへの立入状況

3. 地域特性を生かした資源循環ネットワークづくり【循環型社会推進課】

- ・廃棄物の発生状況に関する情報（発生場所、種類、量等）や廃棄物の利用可能性に関する情報（地域分布、受入可能量等）のデータベースを整備するなど、新たなリサイクルルートの確立を支援します。
- ・資源循環のための会議を設置し、事業者、県民、市民活動団体及び行政が一体となった行動を推進します。また、事業者、県民、市民活動団体、大学との情報交換・交流の場を設けるなど、資源循環推進のための新たなネットワークづくりを支援します。
- ・「千の葉エコプロジェクト」※を推進することにより、資源循環にかかる先進的な取組を紹介するとともに、それらの取組を体験、参加できる機会を提供することにより、資源循環に向けた活動の拡大を推進します。

インターネットによる情報提供

千の葉エコプロジェクト（「千葉県ホームページ」：www.pref.chiba.lg.jp⇒

「環境・県土づくり」⇒「環境」⇒「廃棄物・資源循環」⇒「3R」⇒「資源循環型社会づくり」⇒「千の葉エコプロジェクト」

- ・資源循環に取り組む事業者が正当に評価されるよう表彰などを通じ県民に対しその取組を広く公表することにより、事業者の取組に対する意識を高めていきます。
- ・資源循環型社会づくりのために広域的な取組が必要な場合は、近隣都県と積極的な情報交換を行い、連携していきます。

◎ 関連する個別計画

○千葉県廃棄物処理計画（平成23年3月策定）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項などを定める計画です。

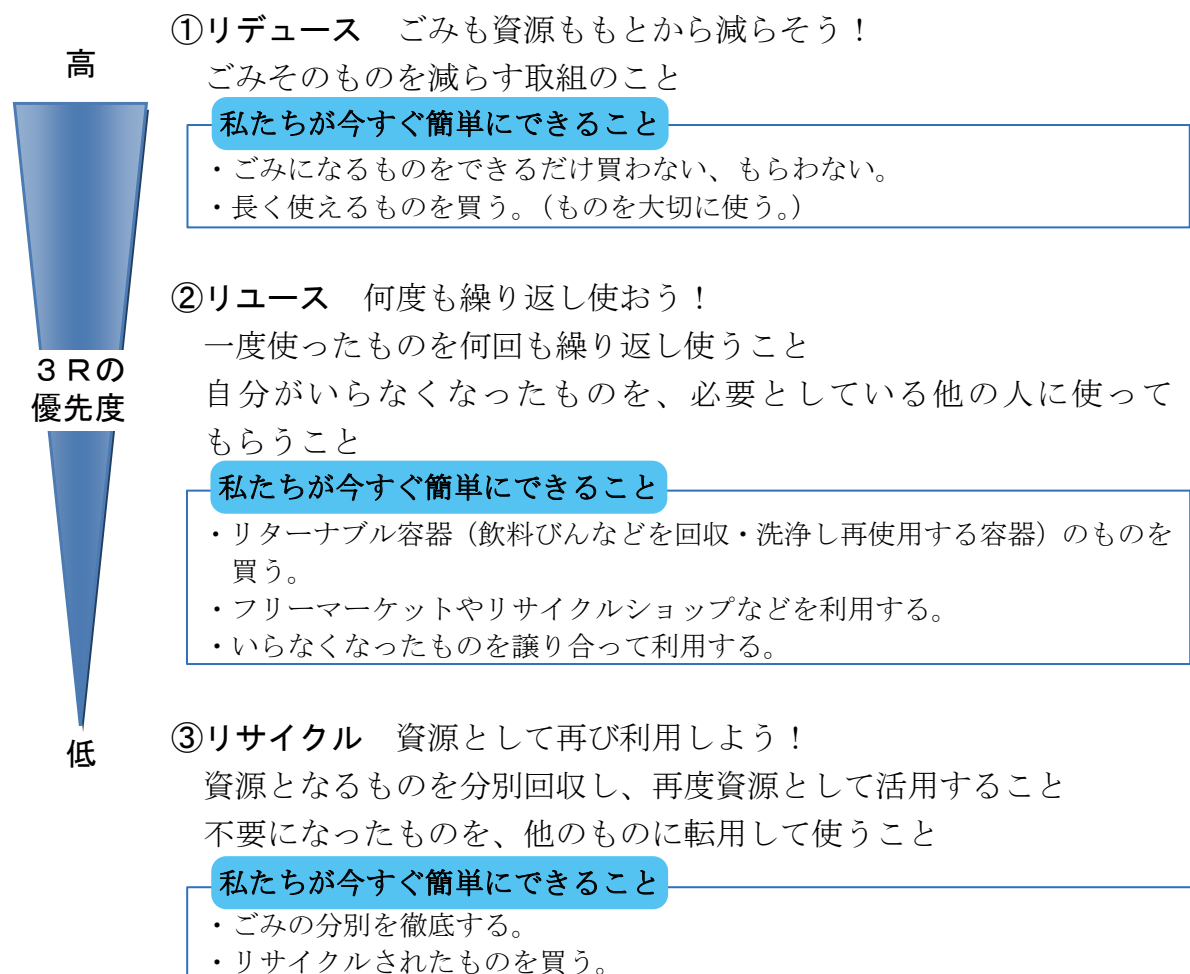
コラム

3 Rの優先順位

地球の環境を守るためには、これまでの「使い捨て型社会」から「循環型社会」に変えていく必要があります。

そのための取組の一つとして「リサイクル」という言葉がなじみ深いですが、リサイクルは不要となったものを再資源化して、新たな製品の材料とすることで、それにはまた新たなエネルギーが必要とされます。

リサイクルよりも、ものを繰り返し使う取組である「リユース」の方が必要とされるエネルギーは少なく、さらには、リユースよりも、ごみ自体を減らすための取組である「リデュース」の方が環境への負荷を軽減させることができます。



このため、これら3つのRは、①リデュース、②リユース、③リサイクルの順番で取り組みましょう。リサイクルは最後の手段です。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
1人当たりの一般廃棄物（ごみ）の排出量	1,126グラム （平成17年度）	950グラム （平成30年度）
一般廃棄物（ごみ）の最終処分量	19万トン （平成17年度）	10万トン （平成30年度）
一般廃棄物（ごみ）の再資源化率	24.3% （平成17年度）	40% （平成30年度）
産業廃棄物の排出量	2,493万トン （平成17年度）	2,300万トン （平成30年度）
産業廃棄物の最終処分量	67万トン （平成17年度）	57万トン （平成30年度）
産業廃棄物の再資源化率	60.0% （平成17年度）	62% （平成30年度）